

令和2年度 公文書開示状況（8月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 6. 25	R2. 8. 3	「平成30年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築空調設備工事」の工事積算内訳書、別紙明細書、代価明細書、共通費算定書、見積書、見積比較表	108	1														港湾局 港湾整備部 施設建設課	
2	R2. 7. 20	R2. 8. 3	「令和元年度竹芝客船ターミナル給排水衛生設備工事」の当該工事に係る金額入り代価表、共通費算定書、見積比較表	75	1														港湾局 港湾整備部 施設建設課	
3	R2. 7. 27	R2. 8. 4	「令和元年度東京都野鳥公園外樹林地適正化工事」の工事設計書、工事総括書、工事費総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書	66	1														港湾局 東京港管理事務所 臨海地域管理課	
4	R2. 7. 8	R2. 8. 6	令和元年度臨海副都心青海地区開発の検討に関する支援業務委託報告書（令和2年3月）	37	1														港湾局 臨海開発部 開発企画課	
5	R2. 7. 27	R2. 8. 7	「令和2年度二見漁港防波堤建設及びその他建設工事」の工事設計概括書、工種別内訳書（総括書）、工種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、数量計算書	123	1														港湾局 離島港湾部 管理課	
6	R2. 7. 27	R2. 8. 7	「令和2年度新海面処分場Dブロック深堀工事（その1）」の工事設計概括書、工種別内訳書（総括書）、工種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、特記仕様書、設計図面、しゅんせつ工事算定資料、事業損失防止施設費算定資料、安全費算定資料、数量計算書	87	1														港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課	
7	R2. 8. 3	R2. 8. 11	「令和元年度新海面処分場Dブロック南側護岸建設工事（その1）」の質問回答書、見積参考資料、工程表及び工程算出表、諸経費対象外明細書、共通仮設費算出根拠、汚濁防止膜賃料（h=5m 14共用日）算出根拠、水雷保険料・障害保険料算出根拠	176	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
8	R2. 8. 3	R2. 8. 11	「令和元年度新海面処分場Dブロック南側護岸建設工事（その2）」の質問回答書、見積参考資料、工程表及び工程算出表、諸経費対象外明細書、共通仮設費算出根拠、汚濁防止膜賃料（h=5m 13共用日）算出根拠、チェックポーリングの諸経費算出根拠	152	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
9	R2. 8. 3	R2. 8. 11	「令和元年度新海面処分場Dブロック南側護岸建設工事（その3）」の質問回答書、見積参考資料、工程表及び工程算出表、諸経費対象外明細書、共通仮設費算出根拠、伸縮目地工（発砲体系）樹脂発砲体系厚保20mm算出根拠、汚濁防止膜賃料（h=5mm 27共用日）算出根拠、チェックポーリング諸経費算出根拠	132	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
10	R2. 7. 30	R2. 8. 13	空港使用届出書 2020年6月10日から6月20日まで空港使用分 7月26日から7月27日まで空港使用分（調布飛行場分のみ）	201		1												1	個人の住所・氏名・電話番号は、個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 (条例第7条第2号に該当)	港湾局 離島港湾部 調布飛行場管理事務所
11	R2. 8. 7	R2. 8. 13	「令和元年度新海面処分場Dブロック東側護岸建設工事」の質問回答書、工程表及び工程算出表、共通仮設費算定根拠（仮設材の損料根拠資料を含む）	31	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課	
12	R2. 7. 31	R2. 8. 14	「令和元年度新海面処分場Dブロック東側護岸建設工事」の工事変更設計書、工事変更理由書、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、諸経費計算書	36	1														港湾局 港湾整備部 建設調整課	
13	R2. 8. 3	R2. 8. 17	東京地方裁判所平成29年（ワ）第34730号 損害賠償請求事件判決文（写） ※ ただし、個人情報等、東京都情報公開条例に規定する非開示部分を除く。	38	1														港湾局 離島港湾部 管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
14	R2. 6. 21	R2. 8. 20	3月24日の都議会における大山とも子都議の質問に対し、都知事および理事者の答弁のために用意された、①レクの資料およびレクの原稿ならびにレク時の質疑応答メモ等の記録、②答弁原稿、③想定問答集、④その他答弁のために準備した文書、に該当する一切の文書																<ul style="list-style-type: none"> ・都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案及び追加等の質問を想定した想定問答（以下「答弁案等」という。）に必要な修正を加えて発言することから、答弁案等と発言は必ずしも同一のものではない。答弁案等は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。（条例第7条第5号に該当） ・都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案及び追加等の質問を想定した想定問答（以下「答弁案等」という。）に必要な修正を加えて発言することから、答弁案等と発言は必ずしも同一のものではない。答弁案等は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解または事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案等の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。（条例第7条第6号に該当） ・その他答弁のために準備した文書は、港湾局では、作成または取得しておらず、存在しない。 	港湾局 総務部 企画計理課

